

表 4-1 箕面市の景観の地区タイプ

箕面市の景観の地区タイプ	
北摂山系	●山なみ景観保全地区 ■山すそ景観保全地区（平成 22 年 4 月追加）
千里丘陵（南部丘陵）	
河川及びその周辺	
農地・ため池	
幹線道路及び沿道	○府道豊中亀岡線沿道 国道 171 号沿道 国道 423 号（新御堂筋）沿道 府道箕面池田線（山麓線等）沿道 市道中央線沿道 市道千里 2 号線及び府道箕面撰津線沿道 市道小野原豊中線沿道 市道小野原中村線及び府道山田上小野原線沿道
昔からの集落地区	◆止々呂美田園景観保全地区（平成 25 年 1 月追加）
歴史的・文化的な趣のある地区	
古くからの計画的住宅地区	◎桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会地区 ○桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会周辺地区（田村橋通り沿道、紅葉橋通り沿道含む） ○百楽荘弥生通り沿道
計画的住宅地区（戸建て住宅地区）	
計画的住宅地区（中高層住宅地区）	
箕面の核となる地区	箕面駅周辺地区 ○滝道沿道（風致地区含む） 桜井駅周辺地区 芦原公園周辺地区 船場団地地区（大阪船場繊維卸商団地地区） ◎箕面新都心地区（かやの中央地区）
新規開発地区	彩都（国際文化公園都市）地区 ◎彩都栗生地区（平成 20 年 8 月・平成 25 年 3 月区域変更） 箕面森町（水と緑の健康都市）地区 ◎箕面森町（水と緑の健康都市）地区 （平成 20 年 3 月追加／平成 21 年 7 月・平成 22 年 12 月・平成 24 年 3 月区域変更） 小野原西地区 ◎小野原西地区（平成 20 年 3 月追加）
その他の地区	◎今宮三丁目東急不動産開発地区 ◎外院二丁目地区

特に重点的に景観形成を図る地区

- 山なみ景観保全地区
- 山すそ景観保全地区
- ◆止々呂美田園景観保全地区
- ◎都市景観形成地区
- 景観配慮地区

彩都粟生地区

■地区の景観特性と景観形成の課題

- 北摂山系の山裾に開発される本地区にあっては、市街地からの見え方に十分に考慮し、造成段階から緑のエッジを確保するなど、山なみに調和した景観を創ることが求められています。

(彩都の入り口、中央部及び北部としてそれぞれふさわしい景観形成)

- 地区南部は彩都地区のエントランスゾーンにあたり、都市の骨格空間を構成する都市軸（茨木箕面丘陵線）と緑地軸（川合裏川）が交差する特徴ある空間を形成しています。施設誘致や周辺の既成市街地や農地と調和した住宅地など、良好な景観の形成が期待されています。
- また、地区中央部は、彩都地区のセンターゾーンを含み、都市のアメニティ空間を構成するアメニティ軸（国文都市4号線）と緑地軸（川合裏川）が平行して走る特徴ある空間領域を形成しています。また、地区内にあっては、周辺の既成市街地や大阪大学（箕面キャンパス）と調和した、良好な都市景観の形成が期待されています。
- 地区北部は山なみを背に、緑地軸が貫く空間構成となっています。これらの緑と調和した景観形成が期待されています。
- 地権者等による勉強会などを通じて定められた地区計画と合わせ、特に、敷き際における緑化を始めとした地区固有の基準を定めます。具体的には本地区を3地区に区分し、景観形成を図ります。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 地区に関わる全ての人々が景観形成の主体として、新しいまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、自然を取り込んだ温かい魅力のあるまちを創る
- ◇ 「彩都（国際文化公園都市）都市環境デザイン基本計画（案）」に基づき、21世紀の新しい時代にふさわしい都市景観、都市空間を備えた品格のあるまちを育む

■具体的な方策

(施設導入地区)

- ・ 多様な都市活動が展開される場として位置づけ、研究・業務・サービス・文化施設等を導入し、本都市の国際性、文化性、自然を印象づけるシンボリックな建築物を配置するとともに、建築物の形状や色彩などのデザイン、空間構成等の創意工夫により特徴的な景観形成に努める。
- ・ 都市軸（茨木箕面丘陵線）沿いは公園都市を象徴する緑豊かなパークウェイ空間の創出に努める。
- ・ 一般住宅地および計画住宅地（戸建等）と接する地区では、住宅地との調和に配慮した沿道景観とする。

(一般住宅地及び計画住宅地（戸建等）)

- ・ 戸建て住宅や低層集合住宅を主体とする良好な住宅地の形成を目指し、周辺の住宅や農地といった既存のまちなみ、背後の山なみや周辺緑地、川合裏川の緑地軸との調和を基本に、連続性のある景観を形成する。
- ・ 道路等に面した空間は、住まい手による積極的な植栽やガーデニング活動を通して公園都市にふさわしい緑豊かなまちなみを形成する。

(計画住宅地（中高層等）)

- ・ 中高層集合住宅や施設複合型集合住宅を中心とする良好な住宅地の形成を目指し、周辺の戸建住宅地、背後の山なみや周辺緑地との調和を基本に、落ち着きと安心感のある緑豊かなまちなみを形成する。
- ・ 周辺の戸建住宅地や歩行者に圧迫感を与えないよう、建物の配置や形態・意匠、壁面後退等に配慮し、快適で安全な歩行空間等を創出する。
- ・ 人が集うスポット的な溜まりスペース（辻広場、集会施設等）を設けるなど賑わい空間の創出やコミュニティの醸成の場づくりを行い、魅力のある景観を形成する。